

勝浦都市計画用途地域の変更（勝浦市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建 築 物 の 容 積 率	建 築 物 の 建 ぺ い 率	建 築 物 の 高 さ の 限 度	備 考
第一種低層 住居専用地域 小 計	約 35 ha	5/10以下	3/10以下	10m	
	約 18 ha	15/10以下	6/10以下	10m	
	約 61 ha	10/10以下	5/10以下	10m	
	約 114 ha				
第一種住居地域 小 計	約 220 ha	20/10以下	6/10以下	—	
	約 220 ha				
第二種住居地域 小 計	約 89 ha	20/10以下	6/10以下	—	
	約 89 ha				
準住居地域 小 計	約 16 ha	20/10以下	6/10以下	—	
	約 16 ha				
近隣商業地域 小 計	約 30 ha	20/10以下	8/10以下	—	
	約 30 ha				
商業地域 小 計	約 12 ha	40/10以下	8/10以下	—	
	約 3.0 ha	30/10以下			
	約 15 ha				
準工業地域 小 計	約 16 ha	20/10以下	6/10以下	—	
	約 16 ha				
合 計	約 500 ha				

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

今回の変更は、平成29年3月に閉校予定の千葉県立大原高等学校勝浦若潮キャンパスの跡地について、大原高等学校勝浦若潮キャンパス跡地活用基本計画（平成28年6月策定）における地区の整備方針及び、勝浦市都市計画マスタープランに位置づけている周辺の住環境に配慮しつつ、多様な機能の形成により都市の中心地区にふさわしい賑わいと魅力ある都市交流拠点の形成を図るため用途地域を変更するものである。